

○砺波市多世代交流施設条例

平成16年11月1日

条例第87号

(設置)

第1条 市民の健康増進と福祉の向上に資するため砺波市多世代交流施設（以下「交流施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
砺波市多世代交流施設麦秋苑	砺波市三郎丸183番地2
砺波市多世代交流施設苗加苑	砺波市苗加824番地1
砺波市多世代交流施設北部苑	砺波市林1202番地
砺波市多世代交流施設しょうとう	砺波市安川1616番地

(事業)

第3条 交流施設は、その施設の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生活相談及び健康相談に関すること。
- (2) 身体機能の回復訓練に関すること。
- (3) 教養の向上並びに趣味及び娯楽に関すること。
- (4) 児童の健全育成に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に交流施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 交流施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (3) 交流施設の利用の承認に関する業務
- (4) 交流施設の利用料金の徴収に関する業務
- (5) その他交流施設の管理に関して市長が必要と認める業務

(開館時間)

第6条 交流施設の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを臨時に変更することができる。

(休館日)

第7条 交流施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

(1) 交流施設ごとに定める日

ア 砺波市多世代交流施設麦秋苑及び砺波市多世代交流施設苗加苑 月曜日

イ 砺波市多世代交流施設北部苑及び砺波市多世代交流施設しょうとう 水曜日

(2) 毎月第3日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の翌日

(4) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(利用者)

第8条 交流施設を利用することができる者は、市内に住所を有する者とする。ただし、指定管理者が適当と認めた場合は、この限りでない。

(利用の承認)

第9条 交流施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 交流施設の特定の施設を専用して利用しようとする者は、あらかじめ、必要な事項を記載した申請書を提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の承認には、必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第10条 指定管理者は、前条の承認を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の承認をしないものとする。

(1) 公益、公安を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 建物又は附属設備等を破損するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) 特定の政治的及び宗教的な活動を目的とするとき。

(5) 物品販売その他の営利行為をしようとするとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がその利用が不適当と認めたとき。

(利用承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、交流施設の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を制限し、利用を停止し、若しくは利用の承認を取り消し、又は退去を命ずることができる。この場合において、利用者に損害が生ずることがあっても指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 承認を受けた目的以外の目的に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸したとき。

(3) 感染症の疾患があると認められるとき。

(4) 他人に危害を及ぼし、又は秩序風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(5) 他人の迷惑になる物品又は動物の類を携行するとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、交流施設の管理上、支障があると認められるとき。

(利用料金)

第12条 利用者は、指定管理者に交流施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める。

3 利用料金は、指定管理者がその収入として収受する。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができる。

(特別の設備等)

第14条 利用者は、交流施設に特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、交流施設の利用が終わったとき、又は第11条の規定により利用承認の取消し等をされたときは、遅滞なく施設を原状に復し、器具等を整備しなければならない。前条の規定による特別に加えた設備又は造作の利用が終わったときも、また同様とする。

(損害賠償)

第16条 利用者は、故意又は過失により建物、器具等を破損し、若しくは滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の砺波市福祉センター条例（平成11年砺波市条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月27日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の砺波市福祉センター条例第6条第1項の規定によりした承認又は同条の規定によりなされた承認の申請は、この条例による改正後の砺波市福祉センター条例第9条第1項の規定によりした承認又は同条の規定によりなされた承認の申請とみなす。

附 則（平成18年6月28日条例第32号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第6号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月27日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に指定管理者がしたこの条例による改正前の砺波市福祉センター条例第9条の承認で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例による改正後の砺波市福祉センター条例の規定による承認とみなす。

附 則（平成 27 年 3 月 19 日条例第 1 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
（砺波市福祉センター条例等の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に第 5 条、第 8 条又は第 9 条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により承認を受けている者の当該承認に係る利用料金又は使用料の額については、第 5 条、第 8 条又は第 9 条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日条例第 3 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
（砺波市福祉センター条例等の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に第 5 条、第 10 条、第 11 条、第 18 条又は第 19 条の規定による改正前のそれぞれの条例の規定により承認を受けている者の当該承認に係る利用料金又は使用料の額については、第 5 条、第 10 条、第 11 条、第 18 条又は第 19 条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年 5 月 16 日条例第 1 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 25 日条例第 23 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正前の砺波市福祉センター条例の規定に基づき購入した回数券は、改正後の砺波市福祉センター条例の規定に基づき購入した回数券とみなす。

附 則（令和 6 年 12 月 18 日条例第 26 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正前の砺波市福祉センター条例の規定に基づき購入した回数券については、令和 8 年 3 月 31 日までの間は、その額面の相当分をこの条例による改正

後の砺波市多世代交流施設条例第 12 条に定める施設利用料金及び入浴料に充てることができる。

別表（第 12 条関係）

1 個人利用料金

区分			単位	金額
麦秋苑	施設利用料金	一般	1 日	310 円
		高校生以下の者及び身体障害者手帳等の所持者		無料
苗加苑	施設利用料金	一般	1 日	310 円
		高校生以下の者及び身体障害者手帳等の所持者		無料
	入浴料	一般	1 日	200 円
		高校生以下の者及び身体障害者手帳等の所持者		無料
北部苑	施設利用料金	一般	1 日	310 円
		高校生以下の者及び身体障害者手帳等の所持者		無料
	入浴料	一般	1 日	200 円
		高校生以下の者及び身体障害者手帳等の所持者		無料
しょうとう	施設利用料金	一般	1 日	310 円
		高校生以下の者及び身体障害者手帳等の所持者		無料

備考

- 1 高校生以下の者とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
- 2 身体障害者手帳等とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をいう。

2 専用利用料金

区分	午前 9 時～正	午後 1 時～午	午前 9 時～午
----	----------	----------	----------

		午	後5時	後5時
苗加苑	はくもくれん（12畳）	1,570円	2,100円	3,140円
	すいふよう（15畳）	1,570円	2,100円	3,140円
	きんもくせい（15畳）	1,570円	2,100円	3,140円
	チューリップ（38.5畳）	2,510円	3,350円	5,030円
	コスモス（44畳）	2,510円	3,350円	5,030円
	研修室（75.74m ² ）	1,890円	2,510円	3,770円
北部苑	研修室1	1,890円	2,510円	3,770円
	研修室2	1,260円	1,680円	2,510円
	研修室3	1,570円	2,100円	3,140円
	研修室4	1,570円	2,100円	3,140円
	集会室1	5,660円	7,540円	11,310円
	集会室2	2,200円	2,930円	4,400円
しょうとう	ばんび	1,570円	2,100円	3,140円
	ぱんだ	1,570円	2,100円	3,140円
	りす	1,570円	2,100円	3,140円
	うさぎ	1,570円	2,100円	3,140円
	ぞう	5,660円	7,540円	11,310円

備考

- 1 許可を受けた利用時間帯を超えて利用する場合の利用料金の額は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき当該利用の直近の時間帯の利用料金に100分の30を乗じて得た額（10円未満は、切り捨てる。）とする。
- 2 北部苑の2室を開放し使用する場合は、両室料金合計に100分の80を乗じた額（10円未満は、切り捨てる。）とする。